

家庭系ごみの有料化について  
( 中 間 報 告 )

秋田市廃棄物減量等推進審議会

平成22年 2 月

# 目 次

はじめに

## 1 秋田市のごみ処理の現状と課題

- (1) ごみ処理の現状
- (2) 秋田市一般廃棄物処理基本計画での数値目標と実績
- (3) ごみ処理の課題

## 2 家庭系ごみの有料化について

- (1) 有料化とは
- (2) 有料化の実施状況

## 3 家庭系ごみ有料化の目的

- (1) ごみの減量化とリサイクルの推進
- (2) 公平性の確保
- (3) ごみ処理手数料の活用

## 4 家庭系ごみ有料化のしくみについて

- (1) 有料化の対象範囲
- (2) 負担の仕組み
- (3) 手数料の料金設定
- (4) 手数料の使途
- (5) 減免措置

## 5 市民への周知

- (1) 周知啓発
- (2) 移行期間の調整等

## 6 併せて実施する施策

- (1) ごみ減量化およびリサイクルを推進するための施策
- (2) ごみの不適正排出防止に向けた施策

〈添付〉

- ・ 参考資料
- ・ 秋田市廃棄物減量等推進審議会委員名簿
- ・ 諮問書

## はじめに

わが国の廃棄物対策は、公衆衛生の向上や生活環境の保全を目的とした従来の一般廃棄物処理に加え、天然資源の消費抑制と環境負荷の低減を目指した循環型社会の形成が大きな課題となっております。

循環型社会の形成には、発生抑制・再使用・再生利用の推進が重要であり、その効果的な手法の一つとしてごみの減量を目的とした家庭系ごみの有料化があります。

現在は、平成17年度に「排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである」との国の方針が示されたこともあり、全国の約6割の自治体において家庭系ごみの有料化を実施しています。

本審議会においても、平成17年1月に「ごみ減量をさらに進めるための方策について」の答申において、秋田市が重点的に検討すべき施策の一つとしてごみ有料化の検討を挙げております。

このような状況の中で本審議会は、平成21年11月に秋田市長から「家庭系ごみの有料化について」諮問を受けました。

審議会では、秋田市の廃棄物処理の現状を踏まえながら、発生・排出抑制の仕組みづくりとして、家庭系ごみ有料化の目的や有料化を実施すると仮定した際の制度の内容および併用施策等について、慎重かつ詳細な検討をしているところであり、この度、これまでの審議内容をもとに中間報告としてまとめたところであります。

今後は、この中間報告について市民の意見を幅広く伺いながら、さらに検討を進め、有料化の是非を含めた最終のとりまとめを行うこととしております。

平成22年2月

秋田市廃棄物減量等推進審議会

会 長 岡 部 勇 作

# 1 秋田市のごみ処理の現状と課題

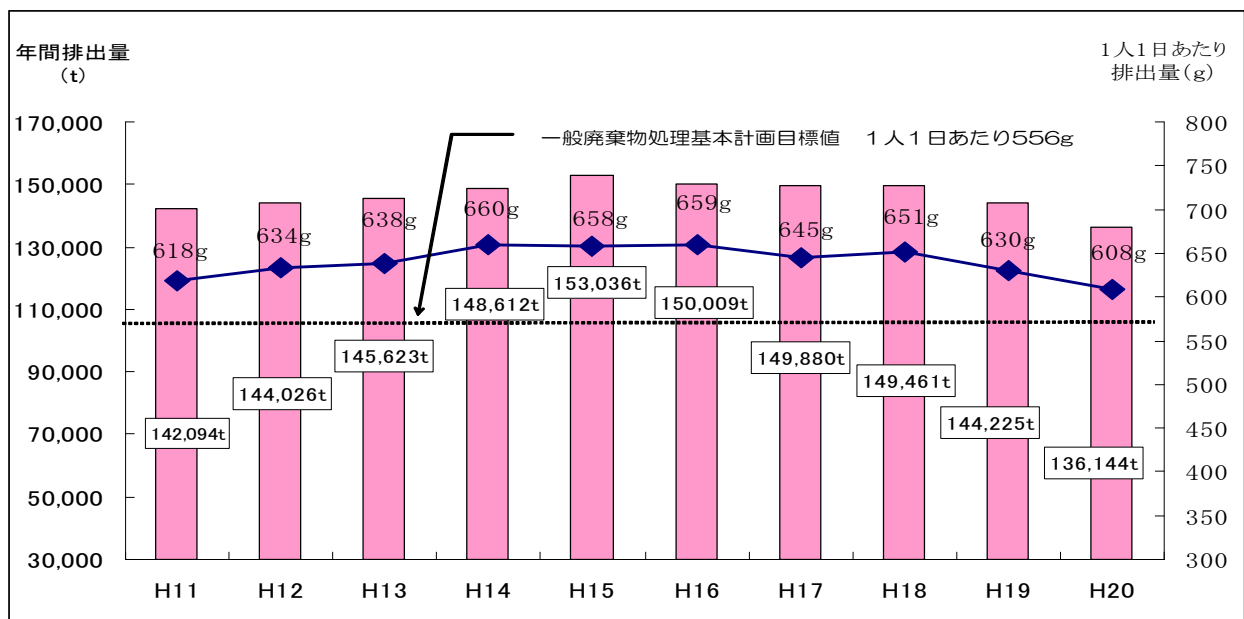
## (1) ごみ処理の現状

秋田市では、平成14年には溶融炉の稼働にあわせ、ごみの収集体制を各家庭から排出される家庭系ごみについては、家庭ごみ、資源化物（金属類、ペットボトル、空き缶、使用済み乾電池、空きびん、ガス・スプレー缶、古紙）を定期収集することに変更し、粗大ごみはこれまでどおり有料（平成9年から）で戸別に収集しています。また、事業所から排出される事業系ごみは排出事業者が直接あるいは許可業者に依頼し、有料でごみ処理施設に搬入しています。

これまで、ごみの処理については、秋田市一般廃棄物処理基本計画に基づき、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進する施策を実施しておりその結果、平成19年度からは一定の減量成果が見られます。

しかしながら、家庭系ごみについては、平成20年度に公表した環境省の調査結果（平成18年度実績）によると、1人1日当たりのごみ排出量が県内13市の中で2番目に多く、また秋田市の調査では、家庭ごみの中には依然として再生可能な古紙が多く含まれていることもあり、市民の意識改革により、さらなるごみの減量が必要とされる状況にあると考えます。

図－1 秋田市のごみ排出量と一般廃棄物処理基本計画目標値



## (2) 秋田市一般廃棄物処理基本計画での数値目標と実績

秋田市内から発生する一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための指針となる秋田市一般廃棄物処理基本計画では、平成22年度の市民1人1日あたりの資源化物を除く「家庭系ごみ」を平成11年度の618gから10%以上削減し556g以下にすることを目標としています。

しかしながら、秋田市民1人1日あたりの資源化物を除く家庭系ごみの排出量は平成20年度では、608gとなっており計画の目標値と離れています。

## (3) ごみ処理の課題

### ① ごみの減量

秋田市のごみ排出量は、平成15年度以降それまでの増加が止まり、緩やかな減少傾向が続いていましたが、平成19年度からはこれまでの啓発活動等により一定の減量成果が現れています。

しかしながら、近年資源循環型社会や低炭素社会の構築に向けて、ごみの排出抑制は重要な課題となっており、さらなるごみの減量が求められている状況にあります。

秋田市では、これまで市民に対してはごみ減量キャンペーンやごみ減量・分別井戸端会議などの啓発活動を行うとともに、事業者に対しては減量・分別訪問指導を行いごみの減量・リサイクルを呼びかけてきました。そのため、事業系ごみについては、排出者責任の徹底や排出量に応じた手数料の徴収などにより、排出量が着実に減少し、減量目標に近づいております。一方、家庭系ごみは、排出量に関わらず無料で収集していることなどから、市民にごみ減量の動機付けが働きにくく、目標達成が難しい状況にあります。

今後は、ごみ処理に関する市民の意識を高めながら、より一層の減量行動の実践を促すことが必要と考えます。

## ② 負担の公平性

秋田市では、現在家庭から排出されるごみについては、処理施設に自己搬入しているごみや戸別収集している粗大ごみを除き、無料で定期収集を行っています。

このように、税金でごみ処理を行っている現状では、ごみを少なく出す人も多く出す人もその費用負担は同じであり、環境に配慮してごみを減らしている市民には不公平感があります。

また、循環型社会の構築や資源保護、地球温暖化防止などの観点からごみ減量を訴えても、減量した場合の日常生活に直結したメリットが見えにくく、具体的な行動には結びつきにくいという状況にあることから、ごみ排出量に応じた負担の公平性を確保するためにも、減量努力が市民一人ひとりに反映するようなくみが必要と考えます。

## ③ ごみ処理経費

ごみ処理行政を効率的、効果的に運営するためには、住民の協力が不可欠と考えます。秋田市においては、処理施設周辺住民の協力やごみ集積所における維持管理など地域の協力が得られており、良好な関係であると考えます。

このような状況の中で、秋田市のごみ処理経費は、ごみの収集や焼却・溶融、資源物の収集・リサイクル、埋立処理、ごみ減量の啓発等で、平成20年度は約49億円となっています。

今後は、ごみ処理経費をさらに抑える努力をするとともに、受益と負担の観点からも、どこまでを行政サービスとして市が負担すべきかについての検討が必要と考えます。

## 2 家庭系ごみの有料化について

### (1) 有料化とは

生活様式の変化に伴い、リサイクルが可能なごみの種類や量が増加傾向にあります。

このような状況の中、排出されたごみを行政が無料で処理するだけでは市民が自ら減量化の努力をしようとする意識が働きにくいという問題が生じております。市民に減量意識が働かないということは、企業がごみ処理やリサイクルを考慮した生産活動を行う動機付けにもならず、使い捨て商品の増加等により、結果的に市町村のごみ処理経費を圧迫することにもつながります。

有料化の基本的な考え方は、ごみを排出する市民に減量やリサイクルを進める動機付けを与えるよう排出量に応じた手数料を徴収することにより、公平性の確保などを前提としたごみの発生抑制、ごみ排出量の減量化、リサイクル可能な資源の分別、市民の意識改革等を促そうとするものです。

## (2) 有料化の実施状況

全国的なごみ有料化の状況は、東洋大学山谷教授の調査によると平成21年10月現在で、59.2%（1,795市区町村のうち1,062市区町村）の自治体の実施しており、秋田市の調査によると秋田県内においても56.0%（25市町村のうち14市町村）の自治体有料化を実施しています。

表－1 全国市区町村の有料化実施状況

	総 数	有料化導入済	有料化実施率
市 区	806	421	52.2%
町	798	520	65.2%
村	191	121	63.4%
市区町村	1,795	1,062	59.2%

（東洋大学山谷教授調査：平成21年10月現在）

## 3 家庭系ごみ有料化の目的

家庭系ごみの有料化は、秋田市におけるごみ排出量の実態や処理の現状を踏まえ、次のような成果を得ることを主な目的としています。

## (1) ごみの減量化とリサイクルの推進

現在秋田市では、集積所に出されるごみについては、市が無料で収集・処理しており、ごみの排出量にかかわらずそのサービスは同等となっています。

秋田市が行う各種市民サービスの多くは、一般的に使用量等に応じた対価を得て実施しており、ごみ処理についても受益者負担の観点から適正な対価を求める必要があります。このことにより、排出者としての自覚と責任がこれまで以上に明確になるとともに、市民一人ひとりが環境やごみ減量を意識したライフスタイルへ転換する動機付けとなります。

さらに、家庭ごみと資源化物の費用負担に差をつけることにより、分別が徹底され、家庭ごみの中に多く含まれている再生可能な資源化物などのリサイクルが促進される効果もあります。

### ① 家庭系ごみ有料化による減量効果

他都市の事例では、ごみ袋の容量1Lあたり1円以上で手数料を設定した場合、10%程度家庭ごみの減量効果が見込まれます。

秋田市の平成20年度排出実績をベースに、有料化に伴うごみの減量効果を10%と仮定すると、平成22年度には、一般家庭からの家庭ごみ排出量が約6万4千トとなり、粗大ごみを合わせた1人1日あたりの排出量は548gとなり、減量目標を達成することとなります。

### ② リサイクルの促進

平成19年度に実施した家庭ごみ組成調査の結果、家庭ごみの中には資源化物が約20%混入しており、そのうちの約16%がリサイクル可能な資源化物（紙類）となっています。家庭系ごみの有料化を行う場合、資源化物の処理手数料を家庭ごみよりも低額または無料として実施することで、市民に経済的な動機付けが働き、家庭ごみに混入されている資源化物の分別が進み、リサイクルの促進が図られると考えます。

## (2) 公平性の確保

秋田市のごみの処理費用は、平成20年度実績で約49億円となっていますが、その費用は税込等で賄われており、家庭系ごみについては、排出量に応じた費用を直接負担する仕組みにはなっていません。ごみを排出する市民一人ひとりが排出量に応じて処理費用の一部を負担する仕組みが望ましいと考えます。

## (3) ごみ処理手数料の活用

手数料は、有料化の制度に必要な費用や、ごみの収集運搬および施設の維持運営管理費等に充当するほか、将来的には循環型社会や低炭素社会の構築に向けた環境施策を安定的、継続的に実施するための財源として活用することが望ましいと考えます。

# 4 家庭系ごみ有料化のしくみについて

## (1) 有料化の対象範囲

有料化の対象とするごみは、既に有料化を実施している隣接市等の状況や、家庭ごみに含まれている資源化物の分別促進の観点から、「家庭ごみ」を対象とし、「資源化物」は対象外とすることが望ましいと考えます。

また、環境学習や地域コミュニティの増進を図るため、町内会等がボランティア清掃したごみ等については、有料化の対象から除外することが望ましいと考えます。

表－2 秋田市に隣接する市における有料化の対象ごみ

市名	有料化の対象ごみ	分別区分
潟上市	可燃ごみ・不燃ごみ	可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ
大仙市	可燃ごみ・不燃ごみ	可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ
由利本荘市	可燃ごみ・不燃ごみ	可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ

(秋田市調査：平成21年10月実施)

## (2) 負担の仕組み

### ① 手数料の料金体系

手数料の料金体系については、いくつかの方法がありますが、大別すると「単純比例型」と「一定量無料型」の2つになります。

「単純比例型」は、購入した袋の枚数に応じて手数料を負担するもので、「一定量無料型」は、一定量までは無料でごみ袋を配布し、それを超えた場合は、有料のごみ袋を購入し、手数料を負担するものです。

「一定量無料型」については、一定量まで無料となるため、減量意識が働きにくいことや、無料分のごみ袋配布に要する費用がかかり増しになるという欠点があります。そのためごみ袋1枚目から経済的動機付けが働き、ごみの減量効果が期待できるとともに公平性が保たれ、全国的にも採用例の多い「単純比例型」が望ましいと考えます。

### ② 手数料の徴収方法

秋田市では、平成9年度から指定ごみ袋によるごみ収集を行っており、この制度が広く市民に定着しています。このことから、ごみ処理手数料の支払い方法は、指定ごみ袋に処理手数料を上乗せした「有料指定ごみ袋」を購入していただく制度が望ましいと考えます。

「有料指定ごみ袋」の販売にあたっては、市民の利便性を考慮し、市内各地域のスーパーマーケットやコンビニエンスストア、その他多くの小売店等で販売することが望ましいと考えます。

### ③ 有料指定ごみ袋のサイズ

現在、秋田市内で使用されている指定ごみ袋は、容量別に90L, 70L, 45L, 30L, 20Lの5種類となっています。秋田市の調査によると、家庭系ごみの有料化を実施した他都市では、ごみ減量が促進されることにより、90Lや70Lといった大きいサ

イズのごみ袋がほとんど使われなくなるほか、20Lよりも小さいサイズのごみ袋が必要となることが明らかになっています。

また形態では、取っ手付きのごみ袋が結びやすく持ち運びやすいと考えられます。

このようなことを踏まえ、秋田市で製造する有料指定ごみ袋は取っ手付きの形態とし、サイズは、45L, 30L, 20L, 10Lの4種類とすることが望ましいと考えます。

### (3) 手数料の料金設定

手数料は、ごみ減量の動機付けとなり、同時に市民に過度な負担とならない料金設定が必要であると考えます。

その観点から、既に有料化を実施している中核市・隣接市等の状況を考慮するとともに、10%程度の減量効果を見込めるような適度な負担感を考えると、有料指定ごみ袋の容量表示1Lあたり1円、45L袋1枚当たりでは、45円程度の料金水準が適当と考えます。

表－3 有料指定ごみ袋のサイズと価格

有料指定ごみ袋のサイズ	袋一枚当たりの価格
45L	45円程度
30L	30円程度
20L	20円程度
10L	10円程度

### (4) 手数料の使途

手数料の使い道は、その透明性を図るため秋田市ホームページや広報などで広く公表する必要があると考えます。

### (5) 減免措置

家庭系ごみの有料化は、ごみの減量を進めるための一つの手法ではありますが、市民

にとっては新たな経済的負担が増えることにもなります。そのため、特別な事情によりごみの減量が難しい家庭については、一定の配慮をする必要があると考えます。

## 5 市民への周知

### (1) 周知啓発

家庭系ごみ有料化の周知については、審議会において広報が重要であるとの意見がでたこともあり、その必要性や目的、制度内容について市民に十分理解してもらう必要があります。そのため、場所や回数を考慮して説明会を開催するとともに、秋田市広報やホームページのほか、様々な広報媒体を活用し、市民にとってわかりやすい情報を随時提供するよう努めることが必要であると考えます。

### (2) 移行期間の調整等

有料化を実施する際に発生するさまざまな問題を想定し、市民に混乱を招くことのないように調整が必要であると考えます。具体的には、市民に有料化の内容について十分に理解してもらうとともに、有料化実施後は現在の指定ごみ袋が使用できなくなる等について十分な周知・啓発を行うほか、販売店での指定ごみ袋の品切れ等を防ぐ施策を実施することが必要であると考えます。

## 6 併せて実施する施策

家庭系ごみの有料化は、ごみの減量化およびリサイクルの推進に効果的な手法ではありますが、他の施策や事業と組み合わせて実施することにより相乗効果が発揮され、より一層のごみの減量が可能になると考えられます。秋田市で調査した他都市の自治体についても、さまざまな併用施策を実施しています。

また、有料化の実施に伴い、ごみの不法投棄や不適正排出等が増えることも懸念されることから、それらを防止する対策を強化していくことも重要と思われます。このようなことから、有料化を実施する場合は、次の施策を併せて実施することが望ましいと考

えます。

## (1) ごみの減量化およびリサイクルを推進するための施策

### ① 集団回収の普及促進等

町内会および子供会等の市民団体が自主的に取り組む資源集団回収は、ごみの減量、ごみ処理費用の軽減、資源の有効利用等を図り、もって地域のコミュニティづくりに資することを目的にしています。有料化を実施する場合は、同時に資源集団回収奨励金を増額するなどして資源集団回収のさらなる普及促進を図ることにより、ごみの減量に寄与するだけでなく、ものを大切にする心を育み、地域住民の絆づくりにも役立つと考えます。

### ② 資源化物の祝日収集等

市民のごみ排出における利便性の向上を図ることを目的として、秋田市においてはこれまでハッピーマンデーに限り実施していた資源化物の祝日収集を、家庭ごみと同様に年末年始を除き、祝日も収集することにより、アパートなどの集合住宅における資源化物の保管場所の問題などを軽減することができると考えます。

### ③ 環境活動等を推進するための施策

有料化に合わせて、市で実施しているクリーンアップ事業の他に、町内会、市民サークル、NPO法人等が実施する環境活動を今まで以上に推進していくことが必要と考えます。たとえば公園や遊歩道、河川等のボランティア清掃等に必要なおみ袋等を支援していくことで、地域における環境美化活動の促進に貢献すると考えます。

## (2) ごみの不適正排出防止に向けた施策

### ① 不適正排出への監視および指導

有料化実施直後には、ごみ集積所への不適正な排出が想定されることから、不適

正なごみの排出を防止する環境づくりを構築することが重要と考えます。例として町内会等と連携しながら、ごみ集積所の監視・指導体制を強化することが望ましいと考えます。

## ② 不法投棄パトロールの強化

有料化により一部では、空き地や道路脇などへの不法投棄が増えることも想定されることから、広報等によるさらなる啓発活動に加え、現在も行っている不法投棄監視パトロール及び不法投棄監視員体制等の不法投棄対策を今以上に強化することが必要と考えます。

## 参 考 资 料

# 目 次

## 参考－1 秋田市のごみ収集の現状

表－1 ごみの収集体制

## 参考－2 ごみ排出量の現状

表－2 ごみ排出量の内訳

図－1 家庭系・事業系別排出量

表－3 家庭系・事業系別排出量の内訳

## 参考－3 ごみ処理の現状

図－2 平成20年度ごみ処理フロー図

図－3 ごみ処理経費

図－4 平成20年度ごみ処理経費内訳

## 参考－4 秋田市一般廃棄物処理基本計画で掲げる目標と実績

表－4 減量目標値

図－5 家庭系ごみ排出量

表－5 家庭系ごみ1人1日あたりの排出量比較

図－6 事業系ごみ排出量

図－7 最終処分量

## 参考－5 家庭系ごみの有料化

表－6 中核市における家庭ごみ等有料化の導入事例

表－7 秋田県内市町村における家庭ごみ等有料化の導入事例

表－8 主な手数料の料金体系

表－9 一世帯あたりの負担額、ごみ袋使用枚数

図－8 一世帯あたりの月平均負担額

## 参考－6 減量効果

表－10 有料化によるごみ量の変化

図－9 有料化の手数料水準によるごみ量の変化

参考－１ 秋田市のごみ収集の現状

表－１ ごみの収集体制

種類	ごみの内容	出し方	注意する点	収集
家庭ごみ	<p>生ごみ 食用油 袋、包み類 カップ、パック類                      草木類 チューブ製品 プラスチック製品 CD、レコード フロッピーディスク                      シャンプーや洗剤容器 ゴム製品 皮革製品 衣類 紙おむつ                      再生できない紙 (キケン)と書いてください コップ、化粧品のみん割れたびん (キケン)と書いてください ガラス製品 茶碗、皿 せともの類 (キケン)と書いてください 蛍光灯、電球</p>	白色半透明の指定ごみ袋 (赤印刷)  または  透明の指定ごみ袋 (緑印刷)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガラスくず、電球、竹串など危険なものは紙に包んでなるべく袋の中央に入れるか、「キケン」と書いた紙を貼って出す</li> <li>・生ごみをだす際は、できるだけ水切りする</li> <li>・白色発泡トレイは、スーパーなどの店頭回収に協力する</li> </ul>	週2回
	<p><b>金 属 類</b> (金属の割合が50%以上のもの)</p> <p>(キケン)と書いてください この部分が金属製のもの 金属製調理器具 小型家電製品 骨が金属製のかさ</p>	透明の指定ごみ袋 (緑印刷)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・とがったものや、刃物などは、紙に包んで「キケン」と書く</li> <li>・家電品の電池ははずす</li> <li>・判断がつかないものは「家庭ごみ」へ</li> </ul>	月1回
資源	<p><b>空 き び ん</b></p>	袋には入れず 回収箱へ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャップは「家庭ごみ」</li> <li>・中を軽くすすぐ</li> </ul>	月2回
	<p><b>ガス・スプレー缶</b></p>	空きびんと同じ 回収箱へ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火のない風通しの良い場所で穴をあける</li> </ul>	月2回
	<p><b>空 き 缶</b></p>	透明の指定ごみ袋 (緑印刷)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中を軽くすすぐ</li> </ul>	月2回
	<p><b>使用済み乾電池</b></p>	透明の小袋に入れて 空き缶の袋へ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボタン型、充電型は販売店へ</li> </ul>	月2回
廃物	<p><b>ペ ッ ト ボ ト ル</b></p> <p>PET</p>	透明の指定ごみ袋 (緑印刷)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャップは「家庭ごみ」</li> <li>・中を軽くすすぐ</li> <li>・塩ビボトルや食用油のボトルは「家庭ごみ」</li> </ul>	月2回
	<p><b>古 紙 類</b></p> <p>○新聞・チラシ ○雑誌・紙箱 ○ダンボール ○紙パック</p>	それぞれ分けて 紙ひもでしばる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粘着テープで束ねない</li> <li>・写真、防水加工紙、内側にアルミ加工された紙パックなどは「家庭ごみ」へ</li> </ul>	月2回
<b>粗 大 ご み</b>	一辺が50cmを超える 大型の耐久消費財など	申込み制の戸別有料収集	週1回	

参考－2 ごみ排出量の現状

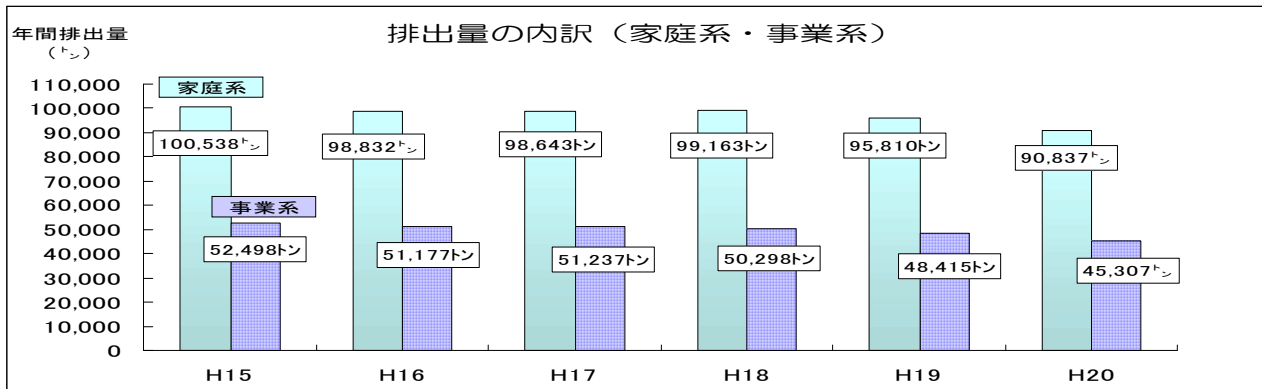
表－2 ごみ排出量の内訳

年 度	家庭ごみ(t)	粗大ごみ(t)	資源化物(t)	その他(t)	計(t)
15年度	126,097 ( 3.6%)	3,855 ( 19.9%)	21,935 ( 0.1%)	1,149	153,036 ( 3.0%)
16年度	122,888 (－2.5%)	3,860 ( 0.1%)	22,416 ( 2.2%)	845	150,009 (－2.0%)
17年度	122,896 ( 0.0%)	3,854 (－0.2%)	22,353 (－0.3%)	777	149,880 (－0.1%)
18年度	122,783 (－0.1%)	3,499 (－9.2%)	22,336 (－0.1%)	843	149,461 (－0.3%)
19年度	118,729 (－3.3%)	3,385 (－3.3%)	21,454 (－3.9%)	657	144,225 (－3.5%)
20年度	113,339 (－4.5%)	2,682 (－20.8%)	19,579 (－8.8%)	544	136,144 (－5.6%)

※その他は、不法投棄等

( ) は前年度比

図－1 家庭系・事業系別排出量



表－3 家庭系・事業系別排出量の内訳  
(家庭系ごみ)

年 度	家庭ごみ(t)	粗大ごみ(t)	資源化物(t)	計(t)
15年度	79,216 ( 5.6%)	1,028 ( 26.4%)	20,294 ( 0.2%)	100,538 ( 4.6%)
16年度	77,079 (－2.7%)	1,087 ( 5.7%)	20,666 ( 1.8%)	98,832 (－1.7%)
17年度	77,025 (－0.1%)	793 (－27.0%)	20,825 ( 0.8%)	98,643 (－0.2%)
18年度	77,227 ( 0.3%)	807 ( 1.8%)	21,129 ( 1.5%)	99,163 ( 0.5%)
19年度	74,578 (－3.4%)	672 (－16.7%)	20,560 (－2.7%)	95,810 (－3.4%)
20年度	71,438 (－4.2%)	584 (－13.1%)	18,815 (－8.5%)	90,837 (－5.2%)

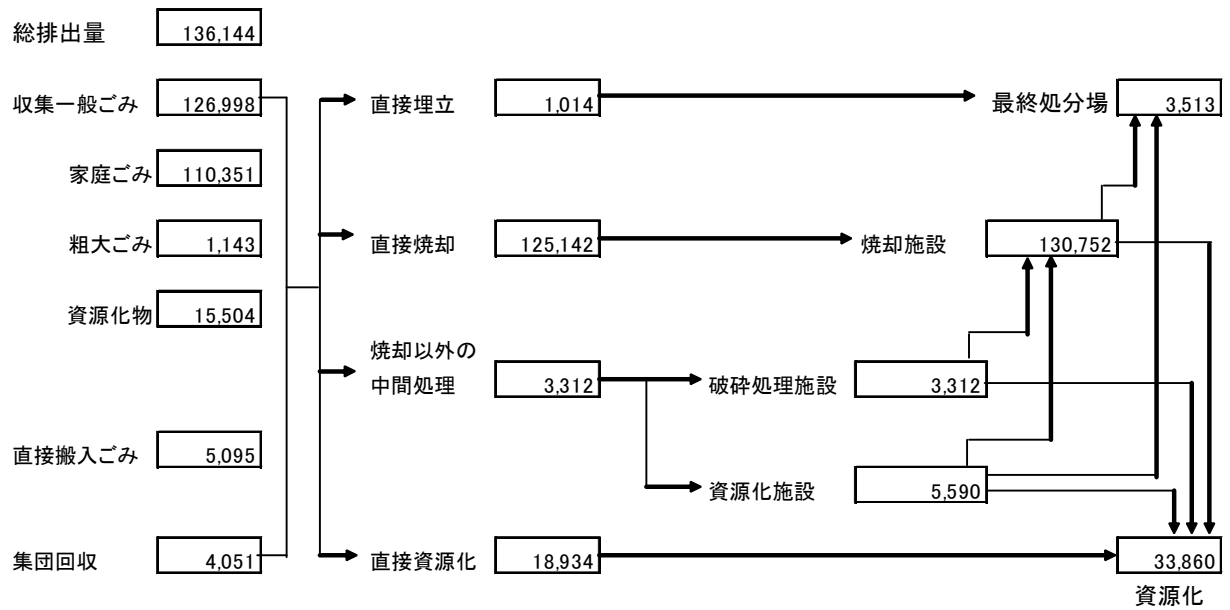
(事業系ごみ)

事業系ごみ(t)
52,498 ( 0.0%)
51,177 (－2.5%)
51,237 ( 0.1%)
50,298 (－1.8%)
48,415 (－3.7%)
45,307 (－6.4%)

( ) は前年度比

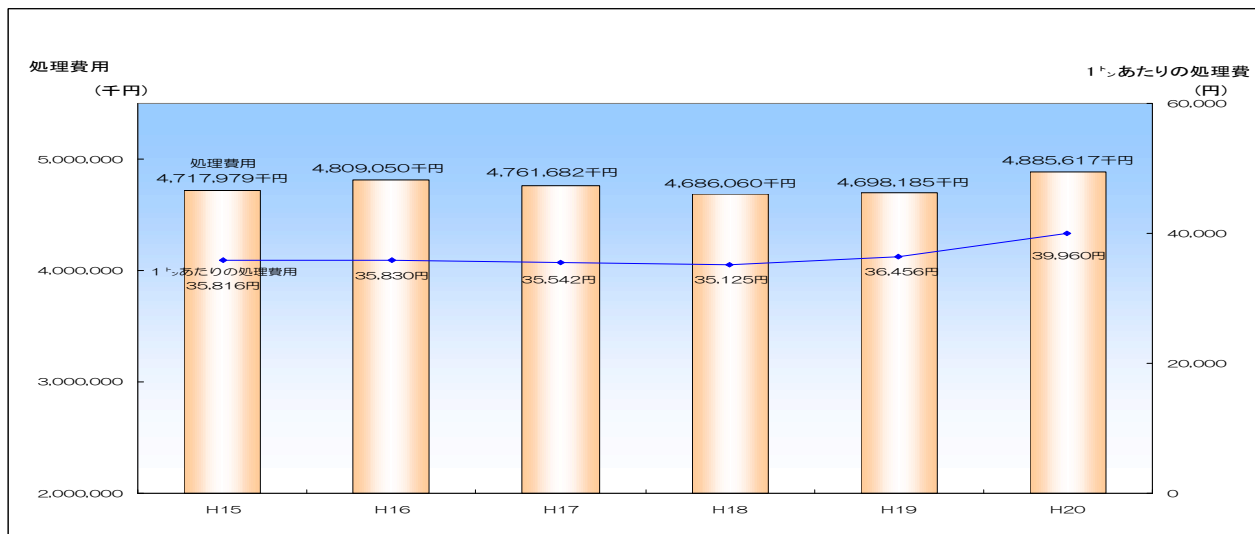
参考－3 ごみ処理の現状

図－2 平成20年度ごみ処理フロー図

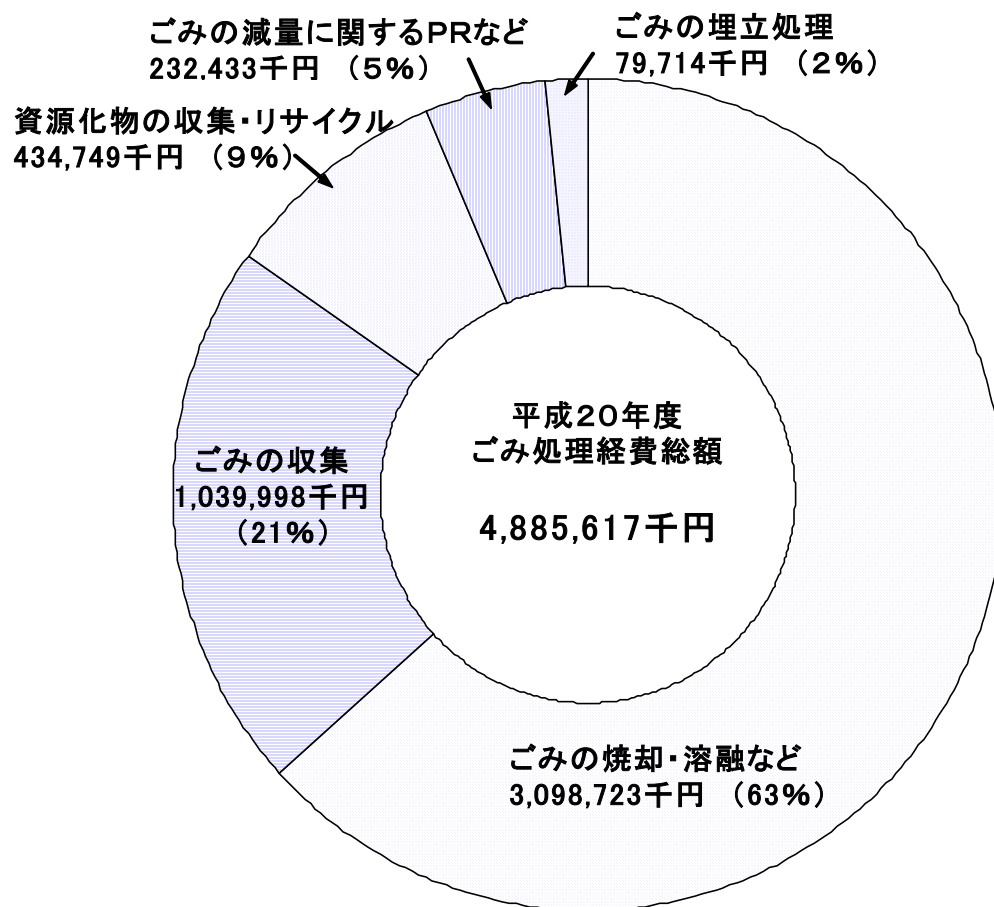


※処理量には、下水道汚泥を含む。

図－3 ごみ処理経費



図－4 平成20年度ごみ処理経費内訳



参考－４ 秋田市一般廃棄物処理基本計画で掲げる目標と実績

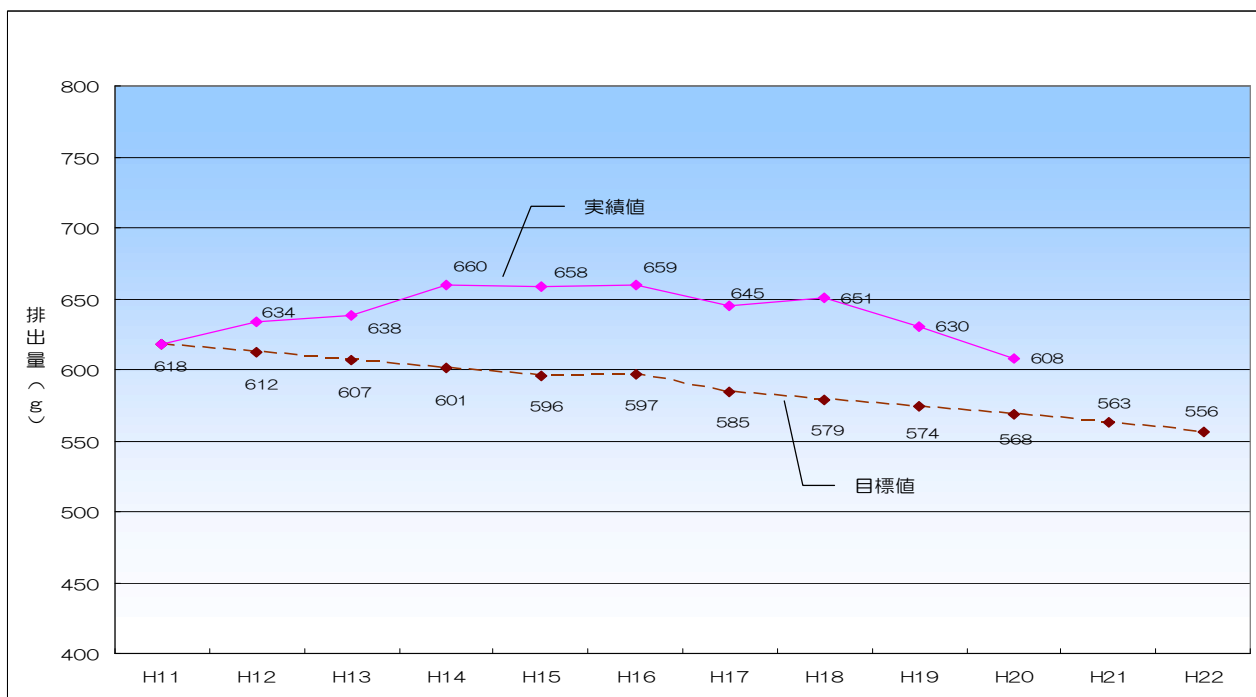
数値目標／平成22年度末までの目標

- (1) 市民1人1日あたりの家庭系ごみ（資源化物を除く。）の排出量を平成11年度の618gから10%以上削減する。
- (2) 事業系ごみ（資源化物を除く。）の排出量を平成11年度の49,138tから15%以上削減する。
- (3) リサイクル率を平成11年度の23.6%から38%以上に引き上げる。
- (4) 最終処分量（埋立量）を、平成11年度の20,798tから90%以上削減する。

表－４ 減量目標値

区 分		H 11 年 度 実 績	H 22 年 度 目 標 値
減 量	市民1人1日あたりの排出量	618g	556g
	事業系処理ごみの排出量	49,138t	41,767t
リサイクル率		23.6%	38.0%
最終処分		20,798t	2,079t

図－５ 家庭系ごみ排出量



※家庭系1人1日あたり排出量（資源化物除く）

表－5 家庭系ごみ1人1日あたりの排出量比較

○平成18年度県内市町村排出量

市町村名	排出量(g)	有料化実施状況
男鹿市	1,047	－
大潟村	884	H7年4月
<b>秋田市</b>	<b>822</b>	－
にかほ市	813	－
小坂町	777	－
由利本荘市	764	H19年10月
能代市	756	H13年10月
大館市	751	－
上小阿仁村	751	－
鹿角市	730	－
北秋田市	727	－
大仙市	724	H20年4月
湯沢市	704	H17年3月
八峰町	696	H15年4月
美郷町	693	H21年4月
三種町	679	H9年11月
藤里町	674	H12年4月
潟上市	671	H17年3月
横手市	666	H19年4月
羽後町	661	H6年1月
八郎潟町	655	H7年4月
仙北市	638	－
井川町	629	－
東成瀬村	618	－
五城目町	547	S45年6月

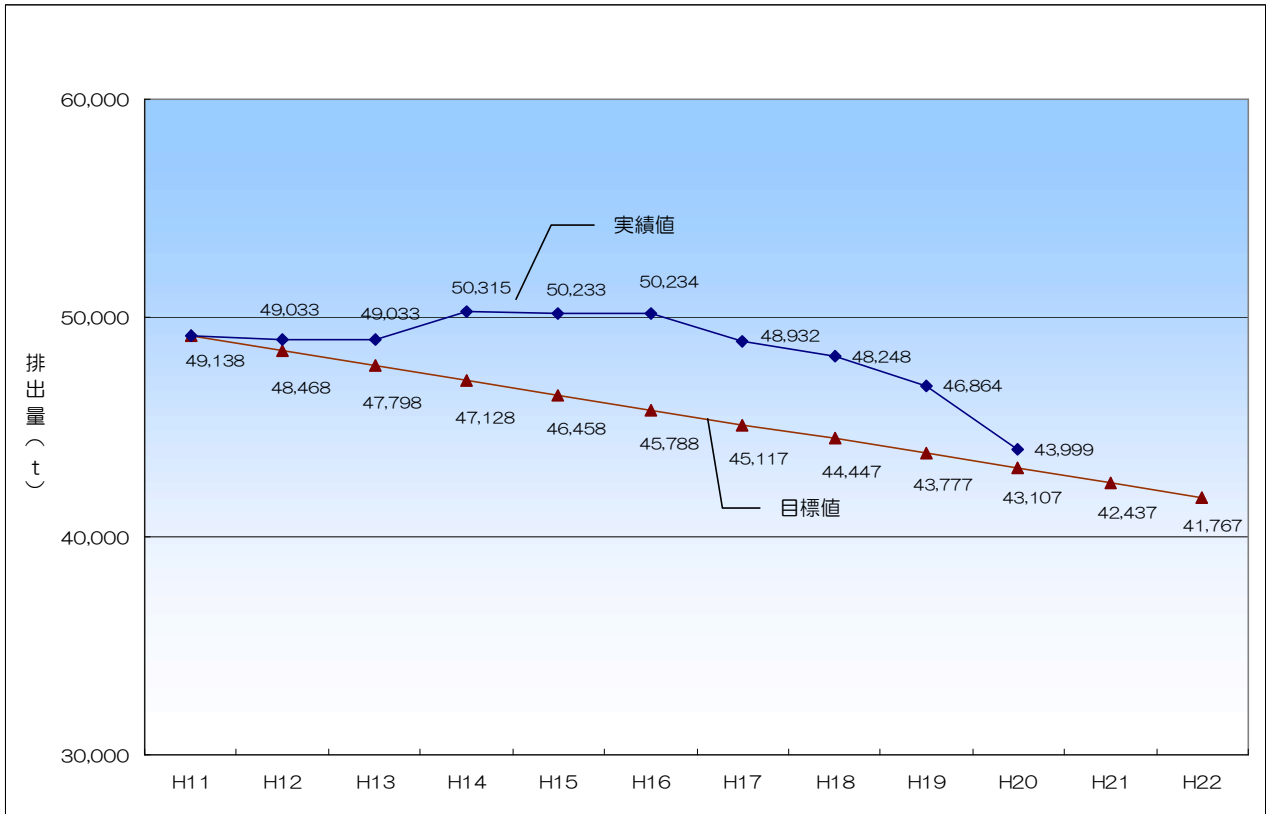
○平成18年度中核市排出量

市名	排出量(g)	有料化実施状況
宇都宮市	915	－
横須賀市	876	－
豊橋市	876	－
青森市	852	－
船橋市	851	－
郡山市	835	－
岐阜市	833	－
相模原市	830	－
富山市	830	－
岡山市	828	H21年2月
和歌山市	825	－
<b>秋田市</b>	<b>822</b>	－
いわき市	819	－
長崎市	798	－
岡崎市	791	－
福山市	791	－
旭川市	790	H19年8月
高知市	789	－
西宮市	768	－
川越市	768	－
姫路市	763	－
東大阪市	760	－
盛岡市	760	－
大分市	759	－
柏市	753	－
金沢市	753	－
豊田市	751	－
倉敷市	750	－
宮崎市	749	H14年6月
長野市	740	H8年11月
久留米市	729	H5年4月
鹿児島市	725	－
熊本市	723	H21年10月
函館市	721	H14年4月
高槻市	705	－
高松市	690	H16年10月
下関市	690	H15年6月
松山市	688	－
奈良市	577	－

(環境省調査：資源化物を含む排出量)

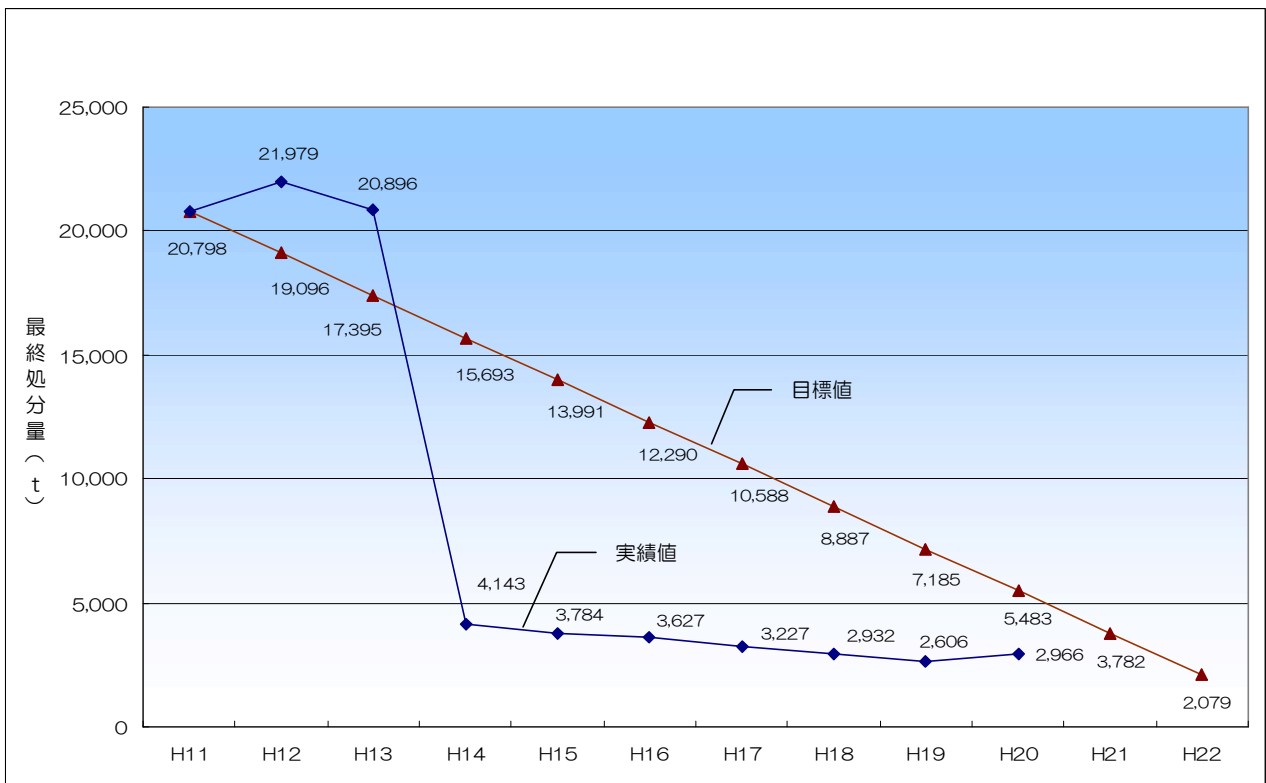
※環境省による調査は、資源化物を含む排出量となっている。

図-6 事業系ごみ排出量



※排出量からは資源化物を除く

図-7 最終処分量



※最終処分量には、下水道汚泥の溶融飛灰や残土等を含まない

参考－５ 家庭系ごみの有料化

表－６ 中核市における家庭ごみ等有料化の導入事例

県外	市名 および 実施時期 (年度：平成)		制度の概要					
			有料化の対象	資源ごみの区分	価格等			
					(可燃ごみ用)	(不燃ごみ用)	(資源ごみ用)	
中 核 市	旭川市	19	可燃ごみ 不燃ごみ	※資源ごみは有料化対象外	40L袋 80円/枚	40L袋 80円/枚		
					30L袋 60円/枚	30L袋 60円/枚		
						20L袋 40円/枚	20L袋 40円/枚	
						10L袋 20円/枚	10L袋 20円/枚	
						5L袋 10円/枚	5L袋 10円/枚	
	函館市	14	可燃ごみ 不燃ごみ	※資源ごみは有料化対象外	40L袋 80円/枚	40L袋 80円/枚		
					30L袋 60円/枚	30L袋 60円/枚		
						20L袋 40円/枚	20L袋 40円/枚	
					10L袋 20円/枚	10L袋 20円/枚		
					5L袋 10円/枚	5L袋 10円/枚		
長野市	8	可燃ごみ 不燃ごみ	※資源ごみは有料化対象外	40L袋 49円/枚				
				30L袋 37円/枚	30L袋 37円/枚			
					20L袋 26円/枚	20L袋 26円/枚		
					10L袋 16円/枚			
高松市	16	可燃ごみ 不燃ごみ	※資源ごみは有料化対象外	40L袋 40円/枚	40L袋 40円/枚			
				30L袋 30円/枚	30L袋 30円/枚			
					20L袋 20円/枚	20L袋 20円/枚		
					10L袋 10円/枚	10L袋 10円/枚		
下関市	15	可燃ごみ 資源ごみ	缶・びん ペットボトル その他プラスチック製容器包装類	45L袋 45円/枚		45L袋 20円/枚		
				30L袋 30円/枚		30L袋 15円/枚		
				18L袋 18円/枚		18L袋 10円/枚		
				10L袋 10円/枚				
久留米市	5	可燃ごみ 不燃ごみ	※資源ごみは有料化対象外	30L袋 25円/枚	30L袋 25円/枚			
				18L袋 15円/枚	18L袋 15円/枚			
宮崎市	14	可燃ごみ 不燃ごみ	※資源ごみは有料化対象外	40L袋 40円/枚	40L袋 40円/枚			
				30L袋 30円/枚	30L袋 30円/枚			
					20L袋 20円/枚	20L袋 20円/枚		
					10L袋 10円/枚	10L袋 10円/枚		
熊本市	21	可燃ごみ 不燃ごみ	※資源ごみは有料化対象外	45L袋 35円/枚	45L袋 35円/枚			
				30L袋 23円/枚	30L袋 23円/枚			
					15L袋 12円/枚	15L袋 12円/枚		
					5L袋 4円/枚			

※長野市は平均価格

(本市調査：平成21年10月)

表－7 秋田県内市町村における家庭ごみ等有料化の導入事例

県内	市名 および 実施時期 (年度:平成)		制度の概要				
			有料化の 対象	資源ごみの区分	価格等		
					(可燃ごみ用)	(不燃ごみ用)	(資源ごみ用)
市	能代市	13	可燃ごみ 不燃ごみ	※資源ごみは有料化対象外	45L袋 40.0円/枚 30L袋 30.0円/枚 20L袋 20.0円/枚	45L袋 40.0円/枚 30L袋 30.0円/枚 20L袋 20.0円/枚	
	湯上市	17	可燃ごみ 不燃ごみ	※資源ごみは有料化対象外	45L袋 33.0円/枚 30L袋 23.0円/枚	45L袋 23.0円/枚	
	大仙市	20	可燃ごみ 不燃ごみ	※資源ごみは有料化対象外	45L袋 40.0円/枚 30L袋 30.0円/枚 20L袋 20.0円/枚	45L袋 40.0円/枚 30L袋 30.0円/枚 20L袋 20.0円/枚	
	由利本荘市	19	可燃ごみ 不燃ごみ	※資源ごみは有料化対象外	45L袋 30.0円/枚 25L袋 20.0円/枚 15L袋 12.0円/枚	45L袋 30.0円/枚 25L袋 20.0円/枚 15L袋 12.0円/枚	
	横手市	19	可燃ごみ 資源ごみ	その他プラスチック製 容器包装類	45L袋 31.5円/枚 30L袋 21.0円/枚 15L袋 10.5円/枚		45L袋 21.0円/枚
	湯沢市	17	可燃ごみ 不燃ごみ 資源ごみ	ペットボトル その他プラスチック製 容器包装類	45L袋 33.3円/枚 40L袋 33.3円/枚 25L袋 25.0円/枚	40L袋 50.0円/枚	40L袋 20.0円/枚
町	藤里町	12	可燃ごみ 不燃ごみ 資源ごみ	缶・びん・ペットボトル	45L袋 36.0円/枚 35L袋 30.0円/枚	45L袋 22.5円/枚	45L袋 22.5円/枚
	八峰町	15	可燃ごみ 不燃ごみ	※資源ごみは有料化対象外	45L袋 36.0円/枚 30L袋 26.0円/枚 20L袋 19.0円/枚	45L袋 36.0円/枚 30L袋 26.0円/枚 20L袋 19.0円/枚	
	三種町	9	可燃ごみ・ 不燃ごみ 資源ごみ	缶・びん ペットボトル	45L袋 30.0円/枚 30L袋 22.5円/枚 20L袋 20.0円/枚	45L袋 30.0円/枚 30L袋 22.5円/枚 20L袋 20.0円/枚	45L袋 30.0円/枚 30L袋 22.5円/枚 20L袋 20.0円/枚
	八郎潟町	7	可燃ごみ 不燃ごみ 資源ごみ	缶・びん・ペットボトル	45L袋 50.0円/枚 30L袋 37.5円/枚	45L袋 50.0円/枚	45L袋 50.0円/枚 30L袋 37.5円/枚
	五城目町	昭和 45	可燃ごみ 不燃ごみ 資源ごみ	缶・びん・ペットボトル	大袋 40.0円/枚 中袋 20.0円/枚	大袋 40.0円/枚 中袋 20.0円/枚	大袋 40.0円/枚 中袋 20.0円/枚
	美郷町	21	可燃ごみ 不燃ごみ	※資源ごみは有料化対象外	45L袋 40.0円/枚 30L袋 30.0円/枚	45L袋 40.0円/枚 30L袋 30.0円/枚	
	羽後町	6	可燃ごみ 不燃ごみ 資源ごみ	その他プラスチック製 容器包装類	48L袋 33.0円/枚 35L袋 25.0円/枚	48L袋 33.0円/枚 35L袋 25.0円/枚	52L袋 20.0円/枚
村	大潟村	7	可燃ごみ 不燃ごみ 資源ごみ	缶・びん・ペットボトル その他プラスチック製容器包装類	45L袋 50.0円/枚 20L袋 37.5円/枚	45L袋 37.5円/枚	45L袋 37.5円/枚 20L袋 33.3円/枚

※五城目町は袋のリットル表示なし

(本市調査：平成21年10月)

表－8 主な手数料の料金体系

	料金体系図	料金体系の仕組み	利 点	欠 点
排出量単純比例型		<p>排出量に応じて、排出者が手数料を負担する方式。単位ごみ量当たりの料金水準は、排出量にかかわらず一定である。例えば、ごみ袋毎に一定の手数料を負担する場合には、手数料は、ごみ袋一枚当たりの手数料単価と使用するごみ袋の枚数の積となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度が単純でわかりやすい。</li> <li>・排出者毎の排出量を管理する必要がなく、制度の運用に要する費用が他の料金体系と比べて安価である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・料金水準が低い場合には、発生抑制につながらない可能性がある。</li> </ul>
一定量無料型		<p>排出量が一定量となるまでは手数料が無料であり、排出量が一定量を超えると排出者が排出量に応じて手数料を負担する方式。例えば、市町村が、ごみの排出に必要となるごみ袋やシールについて一定の枚数を無料で配布し、更に必要となる場合は、排出者が有料でごみ袋やシールを購入するという仕組みである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定の排出量以上のみを従量制とすることで、特にその量までの排出抑制が期待できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用負担が無料となる一定の排出量以下の範囲内で排出量を抑制するインセンティブ（動機付け）が働きにくい。</li> <li>・排出者毎の排出量を把握するための費用（例えば一定の排出量まで使用するごみ袋の配布のための費用）が必要になるため、制度の運用に要する費用が増す。</li> </ul>

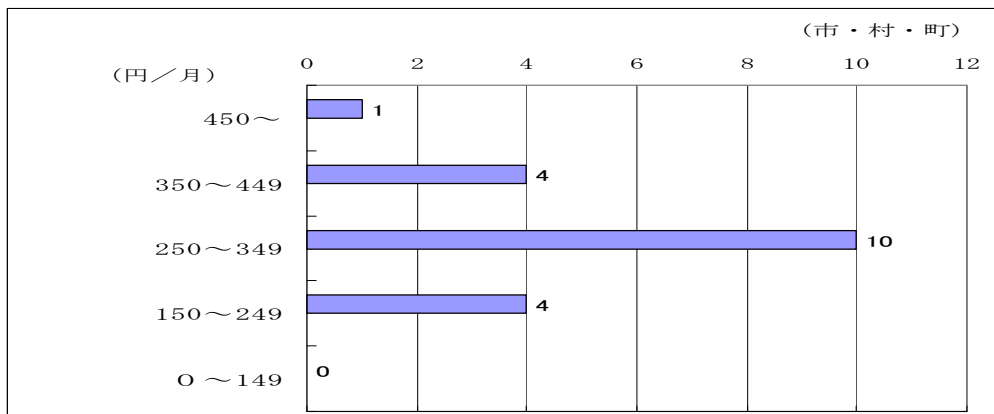
(一般廃棄物処理有料化の手引き・環境省)

表－9 一世帯当たりの負担額、ごみ袋使用枚数

区 分	平成20年度一世帯当たりの	
	平均負担額	ごみ袋の平均使用枚数
中 核 市 【6市】	3,372 円／年	104 枚／年
秋田県内市町村 【6市・6町・1村】	3,991 円／年	118 枚／年

(本市調査：平成21年10月)

図－8 一世帯当たりの月平均負担額



(本市調査：平成21年10月)

参考－6 減量効果

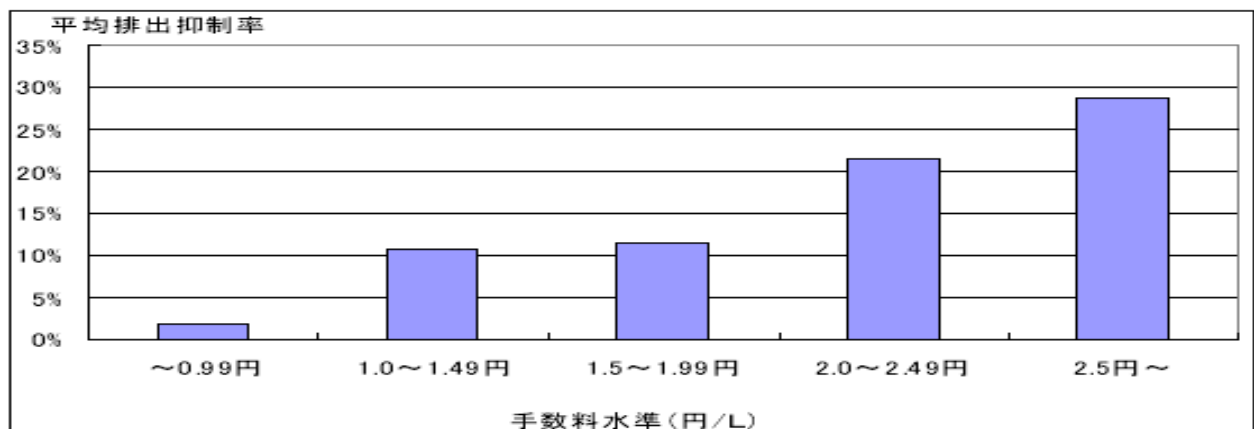
表－10 有料化によるごみ量の変化

区分	市名	実施年度	対象区分	手数料	減量効果 (指数：実施前年度=100)			
					実施前年度	実施年度	実施翌年度	実施翌々年度
中核市	旭川市	H19年8月	可燃	2.0円/L	100	89.8	74.3	—
			不燃	2.0円/L	100	96.3	50.8	—
	高松市	H16年10月	可燃	1.0円/L	100	85.3	87.1	86.4
			不燃	1.0円/L	100	62.9	66.1	67.3
	宮崎市	H14年6月	可燃	1.0円/L	100	101.7	92.4	89.6
			不燃	1.0円/L	100	98.6	97.7	89.3
他都市	調布市	H16年4月	可燃	1.9円/L	100	82.0	82.7	81.6
			不燃	1.9円/L	100	48.1	52.9	54.7
	町田市	H17年10月	可燃	1.6円/L	100	92.9	83.4	83.3
			不燃	1.6円/L	100	121.9	80.0	71.6
	大和市	H18年7月	可燃	2.0円/L	100	88.0	80.6	80.1
			不燃	1.6円/L	100	86.0	59.9	58.5
	藤沢市	H19年10月	可燃	2.0円/L	100	86.4	81.8	—
			不燃	2.0円/L	100	85.5	64.9	—
	鳥取市	H19年10月	可燃	1.3円/L	100	92.4	84.0	—
			資源	0.7円/L	100	100.4	90.3	—
	佐賀市	H8年3月	可燃	1.0円/L	100	89.3	88.6	89.7
			不燃	0.8円/L	100	46.7	45.8	47.9
資源			0.7円/L	100	88.6	84.5	81.0	
県内市	潟上市	H17年3月	可燃	0.7円/L	100	91.3	96.1	101.0
			不燃	0.7円/L	100	94.8	90.6	85.9
	大仙市	H20年4月	可燃	0.9円/L	100	88.2	—	—
			不燃	0.9円/L	100	66.6	—	—
	由利本荘市	H19年10月	可燃	0.7円/L	100	97.7	88.7	—
			不燃	0.7円/L	100	96.9	82.0	—

※手数料は大袋から算出

(本市調査 平成21年10月)

図－9 有料化の手数料水準によるごみ量の変化



(出典：環境省「一般廃棄物処理有料化の手引き」平成19年6月)

## 秋田市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

平成22年2月1日現在

区 分	氏 名	役職・所属機関等
学 識	おお もり しげ やす 大 守 重 康	秋田市立浜田小学校 校長
	き とう ゆたか 佐 藤 裕	秋田魁新報社総務局長
	しば やま あつし 柴 山 敦	秋田大学工学資源学部 教授
	にし かわ りょう じ 西 川 竜 二	秋田大学教育文化学部 准教授
団 体	いし ごう おか まこと 石 郷 岡 誠	秋田商工会議所（（有）佐々木製作所 代表取締役）
	うえ すぎ のり こ 上 杉 憲 子	秋田市連合婦人会 生活環境部長
	おか べ ゆう きく 岡 部 勇 作	秋田市民憲章推進協議会 顧問
	てる い けい こ 照 井 慶 子	秋田市消費者協会
	ふじ い けん こ 藤 井 賢 子	秋田市生活学校連絡会
事業者	い で ひろし 井 出 宏	イオン（株）北日本カンパニー ジャスコ御所野店
	きた むら きと こ 北 村 知 子	NEC液晶テクノロジー（株）秋田工場
公 募	こん どう しょう こ 近 藤 荘 子	
	ひら かわ しゅう えつ 平 川 秀 悦	
	み うら けい こ 三 浦 恵 子	

減推第84号

平成21年11月30日

秋田市廃棄物減量等推進審議会  
会長 岡部 勇 作 様

秋田市長 穂 積



家庭系ごみの有料化について（諮問）

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第48条の規定に基づき、下記のとおり諮問いたしますので、ご審議のうえ答申賜りますようお願いいたします。

記

1 諮問事項

家庭系ごみの有料化について

2 諮問理由

本市のごみ排出量は、これまでの啓発活動により一定の減量効果が現れています。しかしながら、家庭系ごみについては、一般廃棄物処理基本計画で掲げる目標と乖離している状況にあり、資源循環型社会や低炭素社会の構築のためにも、さらなるごみの減量が重要な課題となっています。

本市では、平成17年1月に秋田市廃棄物減量等推進審議会の答申において、ごみ減量化のために市が重点的に検討を進めるべき施策の一つとして家庭系ごみの有料化が挙げられたこともあり、これまでに調査・検討を進めてきたところです。

つきましては、本市における家庭系ごみ有料化について、審議いただきたく、諮問いたします。

3 答申希望時期

平成22年7月上旬